

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会会議録

日時：平成29年1月19日（木）
午前10時から正午まで
場所：漁信基ビル6階602会議室

配布資料

- 資料1 第三期宮城県ツキノワグマ管理計画（案）の概要
- 資料2 第三期宮城県ツキノワグマ管理計画（案）
- 資料3 新旧対照表（案）
- 資料4 第二期宮城県ツキノワグマ管理計画達成状況及び次期管理計画改定方針
- 資料5 「第三期宮城県ツキノワグマ管理計画策定方針（案）」についての主な意見等
- 資料6 第12次宮城県鳥獣保護管理事業計画策定スケジュール（案）

1 開会

（始めに、事務局が開会にあたり、配布資料の確認が行われ、青井部会長が挨拶を行った。）

2 挨拶（青井部会長）

今回宮城県における第三期ツキノワグマ管理計画の素案が完成したことに伴い、その内容についての妥当性等を含めて、皆様の御審議・御意見をいただきたいと思う。

近年、人里へのクマの出没が増えていること、生息数調査の精度も上がっており、クマの生息数が大幅に情報修正上方修正されたことに伴い、捕獲上限数も大幅に上方修正される計画となっていることから、皆様の活発な御意見を賜りたいと思う。

（事務局より定足数の報告が行われ、委員8名中6名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により、本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり、本会議についても特段の支障が無いことから公開で行うことを説明した。なお、途中から伊澤委員出席により7名出席となった。）

事務局：以降の進行について、青井部会長にお願いする。

3 協議事項

- (1) 第三期宮城県ツキノワグマ管理計画（案）について
- (2) その他

部会長：始めに、第三期宮城県ツキノワグマ管理計画（案）について事務局から説明願う。

事務局：（資料に従い説明）

部会長：第三期宮城県ツキノワグマ管理計画（案）について、質問・意見等はあるか。

私から、資料3の7ページ（3）ハについては、前回の計画から大幅に書き換えられ、「有害鳥獣捕獲隊の編成にも苦慮する状況になっている」の項目が削除され、「わな免許取得者が増

加しており、全体としては狩猟免許取得者が微増傾向で推移している」となっているが、これは事実とは考えられるが、実際にクマに対応できる狩猟者数も微増との理解でよろしいか。特に銃猟免許所持者について減っているのであれば、わな猟免許所持者が増えても、対策や狩猟を推進するという点では問題と考えられるがいかがか。

事務局：資料3の7ページ(3)ハにあるとおり、銃猟免許所持者については減少傾向にある。8ページには「狩猟者の平均年齢は65歳と高齢化が進行しており、新たに狩猟を行おうとする者も少ないことから、後継者不足が予想され、ツキノワグマを含む野生生物の保護管理に支障が生じることが懸念される」ということもあり、引き続きクマの狩猟を行う狩猟者の確保は難しい旨の記載は残している。

部会長：8ページの文言は同じであることは承知した。

今回削除した「有害鳥獣捕獲隊の編成にも苦慮する状況になっている」の項目は今後必要ないということなのか。依然として同じような状況と考えられるがいかがか。

猟友会から、今後の駆除隊の編成や今後の見通しについて、今の実情を話していただけないか。

千葉委員：狩猟者が増えている部分については、わな猟の免許のみを取得している。わな猟の資格取得者はクマの捕獲が目的ではなく、イノシシの捕獲を目的としているため、免許取得者が増えていてもクマには影響しないものとする。また、新聞等でクマと遭遇する記事が載っているが、通報者は田舎の住人ではなく、別の通行者等による通報が多く、情報も重複している可能性もある。

現在は、イノシシの被害が多いため、イノシシの捕獲を主体としてのわな猟免許取得者が多いものと考えている。クマの捕獲もできないこともないが、わな猟の資格取得者はクマも狩猟するという考えはないものと思われる。

部会長：これは、クマの計画であるため、今後の有害捕獲体制をどうするかといったところを考えなければならない。今回の計画ではその点では希薄になっているものと思われるので、再検討をお願いしたい。

事務局：旧計画にある「有害鳥獣捕獲隊の編成にも苦慮する状況になっている」の部分については、新計画にもうまく書き込んでいきたいと考える。

伊澤委員：資料5の①から③及び⑦について、新計画でどのように変わっているのかが読み取れない。これらの意見を新計画(案)にどう反映しているのか簡単に説明をお願いしたい。

部会長：私も同じように考えており、前回の検討会の委員の意見が、新計画にどのように反映しているのか疑問であった。説明をお願いしたい。

事務局：資料3の10ページ(2)「個体数管理に関する目標」のところが、指摘のある部分と考えている。平成26年度の生息調査により、県内のツキノワグマの生息数は1,669頭と推定されているが、環境省で作成している「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン」には、個体数水準の考え方が整理されており、これまでは「個体数水準3(危急地域個体群)」であったものが、個体数が増えたことにより、「個体数水準4(安定存続地域個体群)」となった。

このことにより、安定存続地域個体群の管理の目標としては、個体数水準の維持となっていることから、県としてもこの数を減らすことよりも維持するという考えに立って本計画(案)を作

成したものである。

事務局：補足すると、個体数水準3（危急地域個体群）までは、環境省のガイドラインの中では「上位の水準に引き上げる」となっていることから、今回、個体数水準4（安定存続地域個体群）となるため、ガイドラインに沿った安定的な地域として維持する目標となると考えている。

伊澤委員：平成26年以前の生息数の調査の数から、生息数の数は大幅に上がっている。危急地域個体群から安定存続地域個体群として管理の方法を変えた場合、これまでのやり方が大幅に変わってしまうことになる。安定存続地域個体群として、1,669頭が今後5年間の計画であり、適時生息調査を実施した場合には、部会で検討との記載はあるが、1,669頭が安定存続となる頭数とするところが問題であると考えられ、資料5にある「その他の主な意見等」の内容にも関係してくる。今後5年間、この計画でスムーズにいけるか疑問である。個体数の安定から今後は増えるという考えを十分踏まえた上での計画であってほしい。新たに生息調査を実施し、例えば2,000頭を超えた場合には、捕獲の対応は追いつかない。今後5年間クマの被害を抑えて、クマの存続も維持することとする以上、私の理解する問題としては、クマはどんどん増えている可能性が非常に高い。これまでの県の生息数調査の数を信用した場合には確実に増えている。今後調査の道具が新たに開発され精度があがると思われるが、また更に生息数が増える可能性がある。このことから、今後5年間の予測を踏まえた上での計画でないともったいないと思われる。

狩猟の問題も千葉委員が説明したように、イノシシが問題となっているが、クマに対する狩猟者は存在していない。これまでよりもクマに対する狩猟をどのようにするのか、新計画（案）では見えてこない。

部会長：今の指摘は私も同じように感じている。生息数調査の見直しでかなりのクマの生息数が増えており、捕獲した上限数も増えているが、これまでの捕獲実績頭数は50頭前後で推移している。新たな計画では捕獲上限数は200頭とされ、この200頭を捕獲してもクマの数を安定的に維持できるものとするので、これまでの50頭前後の捕獲実績から今後毎年200頭捕獲することは可能なのか。また、「上限数を超えた場合には、狩猟を自粛する」の文言が今回も記載されているが、果たして必要なのか疑問である。捕獲上限数を複数年管理で相殺し、狩猟捕獲を維持する考えもあると思う。例えば、捕獲を頑張るためには、春期捕獲をどうするかなどである。山形県は以前から実施しており、春期捕獲に加えて、狩猟者が山に行くことによってクマの足跡の計測をカウントし、モニタリングも兼ねた捕獲を実施している。次期新計画に向けて今後どうしていくかという部分もあっていいのではないか。生息数調査の数値が大幅に増えているにもかかわらず、それに対応した計画の内容になっていないと思われる。他の委員の方は意見等ないか。

部会長：意見がないようなので、引き続き資料3の10ページ（2）に「ツキノワグマの生息頭数の推定については、適時適切な生息調査を実施するものとし、」とあるが、新計画期間中に生息調査を実施するとの理解でよろしいか。あるいは、本格的な調査までではなく、モニタリング調査のような前年度の捕獲数と比較して、当該年度のクマの増減など動向を確認する調査を計画期間内に続けるのか等を含めて、適時適切な調査とは、具体的に計画・調査の実施方法の考えを教えてください。

事務局：生息数調査は相当な費用がかかるものであるが、計画期間内に1回は実施したいと考えている。生息数調査には及ばないものの、動向を把握するためのモニタリング的な調査を継続して実施することが望ましいと前回の部会で意見等もあったことから、計画期間内の中間あたりで実施でき

ないかと事務局内では検討している。また、前回の部会意見等の反映状況であるが、資料3の13ページ「捕獲数の管理」にある捕獲上限数については、新計画でも残している。今年度も上限捕獲数を超えて捕獲しているが、部会に諮りながら自粛はしておらず、今後も各地方振興事務所等関係機関との協議等もあることから、状況に応じた対応を考えている。捕獲数が200頭は可能なのかとの指摘もあったが、事務局としても簡単に達成できる頭数とは考えていない。また、12ページの「有害鳥獣捕獲」についても「必要な最小限の範囲」を削除し、有害捕獲についても必要があれば捕獲するなど、わずかな変更点ではあるものの、人里で危害を及ぼすようなクマに対しては、防除策優先よりも必要に応じて捕獲するとしているなど、従来の捕獲に対しての意識も捕獲の方向に舵を切っていると認識している。

部会長：捕獲の方向に舵を切っているとのことだが、果たして大丈夫なのか心配が残る。

先程も、春期捕獲の可能性について意見を出したが、山形県・岩手県・秋田県で既に実施しており、宮城県においては計画に触れられていない。今後の検討課題としても予定していないのか。今期実施しないとしても検討を開始するなど記載があってもよいのではないかと考える。宮城県においては狩猟者の数が少ないことから、実効性に問題はあるものの必要と思われるがいかがか。

事務局：宮城県の場合、南奥羽保護管理ユニットにあり、山形県・福島県の一体の管理としてガイドラインに記載されているが、これまで隣接県との情報交換や連携を取った対策を実施してこなかった。資料3の19ページにある「隣接する県との調整」により、今後、隣接県に呼びかけて情報交換を進めることと、具体的な対策を検討したいと考えている。

部会長：伊澤委員意見等ないか。

伊澤委員：生息数調査による生息数と今回の管理計画による対処内容はすっきりしない。

事務局：ガイドラインに基づく生息数調査は、総捕獲数の管理を行うにあたり捕獲上限数を推定するための調査である。今回、平成26年度に調査を実施した数値により、捕獲上限数200頭で計画を変えたいと考えている。また、委員が心配されている管理計画の5年後であるが、毎年状況が変化する等前回の部会でも指摘を受けたが、今後、モニタリング調査等の管理を実施したうえで、状況に併せて具体的に検討していかなければならない。県としても毎年の調査は行って行きたいと考えている。

部会長：本格的な生息数調査は費用がかかるため、継続して実施するのは難しいと思われるが、クマの増減調査は同じポイントで中規模程度の継続した調査は可能と考える。岩手県では同じポイントにカメラトラップを継続して設置・観測し、生息数の増減を把握している。増えているという結果はでていないようである。山形県では春の猟友会による調査等でモニタリングに代えて実施している。このことから、経費を膨大にかけなくても継続的な動向調査等実施は方法により可能であるため、今回捕獲上限数が大幅に増えることから、今後5年間の変化を予測し抑える努力は大切であると考えているため、今後の検討としてほしい。

事務局（班長）：資料3の18ページの「各機関の果たす役割」（へ）に「関係機関と連携を図りながら生息調査、生息動向調査等の調査研究を実施する」としており、今後小規模で経費のかからない実施方法を検討しながら実施したいと考えている。

佐藤委員：林業技術総合センターでは、昨年度までクマ剥ぎの調査を実施し、その内容について公表はしているものの、まだまだ解明されていない部分も多いため、調査はクマ剥ぎが発生している場所に無人カメラを設置した定点調査を継続して実施している。今後、部分的な地域の情報ではあるが、参考までに自然保護課へ情報提供を行いたいと考えている。

部会長：資料3の11ページ(4)「生息地の保護及び整備に関する目標」にある「ゾーニング管理」について、資料5の部会の主な意見等⑤でもあるが、ゾーニング別の管理の対策の中身が記載されていないが、記載の必要はないのか。何処で誰が決定することになるのか教えてほしい。

事務局：ゾーニング管理については、現在環境省において作成している「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）」がパブリックコメントの最中である。そのガイドラインに詳しくゾーニング管理について記載されているため、ガイドラインの記載内容を確認後に進めたいと考えている。また、先進的事例として実施している県もあることから、情報収集も行いながら管理の対策を固めていきたいと考えている。

部会長：本計画が施行するまでに間に合わないということか。

事務局：次期計画の中で検討していきたいと考えている。

事務局：今度のガイドラインにの中で、ゾーニングの管理方針の決定や管理目標を明確にすることは県の役割であるが、具体的なゾーンの設定については各市町村が行うこととなっている。現計画策定までに反映させることは難しいが、次期計画期間中に各市町村と連携を図りながら具体的な計画を立てていきたいと考えている。

伊澤委員：計画（案）と関係ないと思うが、私がここ数年関心を持って見ているのが、イノシシの銃を使用した巻き狩り猟と、くくりわなを使用した猟は地域によって異なっていることである。仙台市は箱わな・くくりわな猟が多いが、角田市・丸森町地域は巻き狩り猟が盛んに行われている。仙台市を含む近郊の猟友会構成員は仙南の巻き狩り猟に行っているようである。もう一つは、巻き狩り猟に適している林道がどの程度存在するのかである。仙台市及び近郊は、不法投棄や私有地等様々な理由により活用されていない林道が存在している。そのため、巻き狩り猟ができないエリアから市街地に出てきたイノシシをわな猟で捕獲している。イノシシの生息域はクマよりも基本的に低いゾーンであり、イノシシの巻き狩り猟はインパクトがあり、その猟で対象となったイノシシは山に戻り、しばらくその場所に現れないようになる。データとしては残されていないが、春クマ猟と同様にクマに対してもインパクトも大きいと考えられる。そのため、イノシシの巻き狩り猟とクマに対する関連付けを日々考えており、角田・丸森地域の状況把握に努めているところである。

部会長：イノシシの巻き狩り猟がクマに影響を与えているとの指摘であるが、猟友会としては感じている点等はあるか。

千葉委員：イノシシの捕獲はくくりわな猟が一番多く、箱わなには中々入らない。巻き狩り猟もあまり捕獲出来なく、効果があるのはくくりわな猟であると考えている。イノシシとクマの捕獲の方法が基本的に違うものと思われる。

伊澤委員：くくりわなはイノシシの被害を防ぐこととジビエとして食することではあるが、もう一つはスポーツとして銃で捕獲する楽しみといった伝統狩猟方法である。捕獲出来ないことも多いが、特に仙南では盛んである。北東北を中心に実施してきた春クマ猟的なものを超える、新たなイノシシやクマを抑える一つの在り方になるのではないかと期待しているところである。

部会長：春クマ猟がクマに与えるインパクトは科学的に証明されていない部分も多いが、地域によっては出没が減ったという情報もあるため、検討課題としては悪くないと考えられるので、次期計画の検討課題の一つとしてほしいと思われる。

部会長：資料3の14ページ（ロ）「人里での人身被害の対策」に、廃棄農産物、生ごみなどの適切な処理の徹底について前計画同様記載されているが、里に居着いてしまうもう一つの原因は誰も収穫しない放置された柿・栗の果樹が誘引要素となっている。住宅の裏庭等に放置された果樹が誘引の一つであることが、住人の認識が薄いものと思われ、クマの出没を阻止するためにも新計画に「放置果樹の処理の徹底」等の記載が必要と考えられるので検討願いたい。

岡委員：資料3の2ページ（2）にある「生態的ピラミッドの最高位に位置する」は合致しているか。内容が違ふように思われる。旧計画では「アンブレラ種」と記載してあり、4ページに記載してある説明の文言もあるが、これも問題があると思われる。「生態的ピラミッドの最高位に位置する消費者がこれにあたる」という書き方も違ふと思われる。どう記載するのかといった場合、旧計画で記載している説明書きが望ましいと思われる。「森林性哺乳類最大の種である」、「生息地面積要求性が高い種である」、「生活圏が広い動物である」の記載は間違いがなく事実である。このような記載であればかまわないが、新計画で記載されている「生態的ピラミッドの最高位に位置する」は間違いであると思われるため、再度検討を願いたい。
同ページに「野生動物種の保存に関する法律第20条」の規定は必要か。飼養する時に個体の登録しなければならない規定と思われるが、旧計画から継続されている文言ではあるものの、記載は必要か。単に種の保存法にも該当する旨の記載でかまわないのではないかとと思われる。

事務局：再度内容を精査し、検討したいと思う。

岡委員：さらに同ページ「県内に生息するツキノワグマは・・・」からの文言で、個体数の説明が示されており、最初の調査、2回目の調査、平成26年度の実施調査まで、それぞれの個体数が示されているが、最初と2回目の調査方法も具体的に記入することで、調査ごとでクマの個体数が増えているのではなく、より調査精度の高い方法を採用したことが示されることが望ましいと思われるため、計画への記載方法を検討願いたい。
次に5ページにある本文に表1（参考：資料219ページ表）が無いように思われる。図1「ツキノワグマ管理計画の管理区分」で、それぞれの区域と該当市町村があり、本文に触れられていないと思われる。計画文言中の前後に入るものと考えている。

事務局：前回の計画から表1は入っていなかったものであるが、記載するように調整する。

岡委員：次に8ページの「狩猟者の平均年齢は65歳と高齢化が進行しており」の文言であるが、前計画と変わりがないが再度確認願いたい。

10ページの6（2）「個体数管理に関する目標」の文言で、「個体数水準3（危急地域個体群）から」の記載は必要か。生息頭数の説明は前段で行っており、環境省のガイドラインに照らして

「個体数水準4（安定存続地域）に相当する」の表現でよいのではないかと考える。個体数水準3から4に変わった表現をした場合、個体数が増えているように見えてしまう。各委員の意見を伺いたい。

14ページへの「錯誤捕獲の回避」の中で、「くくりわな直径12cm以内」の根拠は何か。根拠があるのであれば、新計画への記載はこのままでかまわない。

部会長：いくつかの指摘の中で、10ページにある「個体数水準3から」の記載の必要性については、調査方法の精度が上がったことによるため、私も記載は必要ないと思われるがいかがか。

事務局：各委員の方々が問題ないとの見解であれば文言は削除したいと考える。

各委員：文言不要。

部会長：その他の指摘の部分についての意見等はないか。また、大きな指摘はなかったと思うが、指摘に対して事務局からコメントがあれば願いたい。

事務局：指摘のあった部分の内容について再度確認し、修正等を行いたい。

部会長：その他意見等があればお願いします。質疑がなければ終了する。

部会長：いくつかの指摘等があった部分については、事務局で確認のうえ修正対応する条件で、第三期宮城県ツキノワグマ管理計画（案）について了承することとして、各委員よろしいか。

各委員：了承。

部会長：本議題を終了する。その他質問等がなければ終了し、事務局にお返りする。

事務局：資料6により、今後のスケジュールについて説明。

今後、指摘を受けた修正（案）の内容等については、部会長と相談調整のうえ進めたいと考えているので、各委員の方々にも了承願いたい。

部会長：部会長と調整とのことであるが、その予定で進めてもらいたい。

以上で議事的一切を終了する。